附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（食料供給等施設整備計画の記載事項） **第三条**　法第二十四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略）	（食料供給等施設整備計画の記載事項） **第三条**　法第二十四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略）
二　農地又は採草放牧地（法第二十四条第一項第一号に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　農地法施行規則第十一条第一項第一号及び第四号並びに第五十七条の五第三号に掲げる事項 ハ・ニ　（略） 三　（略） 2　（略）	二　農地又は採草放牧地（法第二十四条第一項第一号に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　農地法施行規則第十一条第一項第一号及び第四号並びに第五十七条の三第三号に掲げる事項 ハ・ニ　（略） 三　（略） 2　（略）

○農林水産省経済産業省令第七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第六条第二項第四号イの規定に基づき、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和元年九月十一日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年農林水産省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（許可申請書の添付書類） **第四条**　法第五条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。 一～三　［略］ 四　取締役、会計参与及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあっては取締役、会計参与及び執行役）並びに重要な使用人が法第六条第二項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、同号ロに該当しないことを誓約する書面） 五～十一　［略］	（許可申請書の添付書類） **第四条**　法第五条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。 一～三　［略］ 四　取締役、会計参与及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあっては取締役、会計参与及び執行役）並びに重要な使用人が法第六条第二項第四号イ（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及びロに該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、同号イ及びロに該当しないことを誓約する書面） 五～十一　［略］